

要望書（回答）

生活必需品である排泄管理支援用具について、それぞれの給付基準額の不足分である、消化器系（コロストミーとイレオストミーの単純平均）4,280円、尿路系（ウロストミー）3,670円を考慮し、下記金額を希望します。

消化器系ストーマ装具 8,600円（現行）+4,280円=12,880円 希望13,000円

尿路系ストーマ装具 11,300円（現行）+3,670円=14,970円 希望15,000円

昨年の市区町村に対する給付状況に関するJOAの調査では、この直近3年で消費税率が10%に上がっていることを機に、また過去からの製品価格の値上げ状況や、自治体住民へのアンケート実施などで実施把握を行うことで、見直しに至る市区町でできていることがわかってきました。実際、2005年度から2024年度までの代表的なストーマ装具の価格は、平均40%値上げされており、特にここ数年は、昨今の状況から、メーカーのストーマ装具類の販売価格の値上げも相次いでいる。このような状況から、見直しが行われていない現在の給付基準額で、オストメイトの実費負担が増えてきている状況です。

これらの点についてもぜひご考慮の程お願い致します。

【回答】（福祉部障がい福祉課 担当）

貴協会の要望書に記載のとおり、ストーマ用装具は地域生活支援事業における日常生活支援用具給付事業の排泄管理支援用具として給付を行っています。

ストーマ用装具の給付について、個々のオストメイトの環境・状態により必要なストーマ用装具の種類が異なることなどから、物価の変動に直ちに対応した基準額の設定は困難と考えておりますが、本市では、ストーマ用装具の基準額について、昨今の物価高騰によりストーマ用装具が値上傾向にあることや、道内他市の状況等を鑑み、令和6年10月から消化器系ストーマ用装具の基準額を月額8,900円、尿路系ストーマ用装具の基準額を月額11,700円に引き上げることとしています。今後の基準額の見直しについては、他の自治体の状況等も注視してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。